

ご 利 用 規 約

この規約は、つかさき行政書士事務所（以下「当所」）が提供する家系図作成サービス（以下「本サービス」）を利用するにあたり適用される契約条項を定めるものです。本規約の内容に同意して、本サービスを利用するものとします。

第1章 サービス提供にかかる権利義務

第1条（サービス内容）

本サービスは、当所がお客様の委任を受けて、取得可能な戸籍を順次取得し判読して家系図を作成するサービスですので、家系図に掲載される先祖の範囲は戸籍を取得できる範囲に限られます。ただし、戸籍の保存期間を経過して破棄された場合や、戦災等により消失していた場合などは、それ以上戸籍では調査はできませんのでご了承ください。

第2条（サービスの条件）

- 日本国籍を有していること（家系図作成は戸籍の取得が必要ですので、外国籍の方は本サービスを提供できません。）
- 満20歳以上であること（戸籍取得に必要な委任契約を有効に提携できないため、本サービスを提供できません。）

第3条（納期について）

上記のとおり、本サービスは戸籍を取得し家系図を作成します。本籍地を移転している場合など調査期間が伸びる原因となります。プランに記載された納期はあくまでも目安であり、その期間で作成できることを保証するものではありません。

第4条（担保責任）

- お客様の故意又は過失による場合を除き、家系図をお受取り後1年間は無償にて修理いたします。
- 戸籍の焼失・廃棄等で昭和までの先祖しか遡れない等、家系図が成り立たない場合は別の家系の調査又は戸籍調査のみの選択ができます。
- 商品に隠れた瑕疵（破損、キズ、誤記、誤り等）があった場合、お客様が瑕疵の事実を知った時から1年以内または家系図のお受取り時から5年以内に限り無償で補修・修正・交換を行います。
-

第5条（損害および免責）

- 天災地変や輸送機関の事故、その他当所の責めに帰すべからざる事情により、商品引渡しの遅滞または不能を生じた場合、速やかにお客様に通知いたします。これによりお客様が損害を被った場合でも、当所は何らの賠償の責を負わないものとします。
- お客様の注文にかかる家系図等が、配送の過程で破損した場合には、再度完全な状態の家系図等を納品いたします。
- 当所または配送業者の過失によりお客様に損害が生じた場合の当所の賠償責任は、当該過失行為から通常生ずべき実損害額の範囲内とし、いかなる場合も当該注文にかかる家系図等の代金額（消費税を含む）を上限とします。
-

第6条（プラン変更）

選択したプラン（家系調査範囲）は家系図の下書き確認前に限り変更することができます。下書き確認後は変更できません。

第7条（代金の支払）

本サービスの代金支払時期は以下の通り（完成品納品前払制）です。

- | | | | |
|-------------|-----------|------------|-------------|
| 1. 戸籍取得サービス | ： 戸籍取得完了時 | 2. 家系図サービス | ： 家系図下書き確認時 |
|-------------|-----------|------------|-------------|

銀行振込の場合は請求書に記載された銀行口座へお振込みください。領収書につきましては、原則として電子文書（PDF）、電子文書の受領を希望されないお客様には紙面にてお送りいたします。請求書に記載された期限までにお支払いを頂けない場合は、当所から本サービスの提供を中止する場合があります。

第8条（連絡不通の場合の取扱）

1. お客様の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、連絡先等の変更があった場合は、当所へご連絡ください。
2. 家系図作成期間中、お客様に不慮の病気、事故等の事実が発生した際には、ご家族の方等から当所へ通知していただく必要があります。通知がない場合は、納期に合わせて家系図作成を進めてまいります。
3. こちらから連絡しても2か月以上不通だった場合、連絡不通であることにつき当所に責任がない場合、家系図作成等を中止することができるものとします。その場合でも料金は返還されず、家系図作成の進行状況に応じた料金を頂く場合があります。
- 4.

第9条（中途解約について）

本サービスは完全受注生産のため、原則として中途解約はできません。お客様側のやむを得ない事情により中途解約する場合については、サービス提供の進行状況に応じた料金をお支払いいただくことで契約解除することができます。

第10条（契約の解除（クーリングオフ））

1. 本サービスへの申込が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合（訪問販売、電話勧誘販売による取引）、本書面を受領した日から8日間を経過するまでは、書面により無条件で本契約の解除を行うこと（以下「クーリングオフ」という。）ができ、その効力は当該書面をお客様が実際に申込を当所に発信した日から生じます。その際の、クーリングオフの通知に要する費用は、当所の負担とします。ただし、お客様の要求によりお客様の自宅で申込または契約締結をした場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。
2. クーリングオフを行った場合は、以下の条項が適用されます。
 - A) お客様には、クーリングオフに伴う損害賠償及び違約金の支払義務は生じません。
 - B) 当所は、すでに受領済の代金等の金員を、無利息で遅滞なくお客様に返還しなければならない。その際の返還に要する費用は当所の負担となります。
 - C)

第11条（禁止事項等）

1. 本サービスによる家系図はあくまでも観賞用のものであり、「事実を証明する文書・図画」として使用することは禁止します。自分にとり不利益な事実等を偽る目的で家系図を利用することは禁止させていただきます。
2. 本サービスは一般向けのサービスであるため、当所と同業者・類似業者の方のご利用はお断りいたします。後日に同業者・類似業者であることが判明した場合、損害賠償請求させていただく場合があります。

第12条（免責事項）

1. 前条に違反し、当所の家系図を「事実を証明する文書・図画」として利用された場合に何らかの問題が発生したとしても、当所は一切の責任を負いません。
2. 家系図作成または調査によって、明るみに出た事実によって起きたトラブルに関し、当所は責任を負わないものとします。家系図を自分以外の方に閲覧させる場合は、家系図・系譜の内容を確認して慎重に判断していただくようお願いいたします。
- 3.

第13条（個人情報の利用）

1. お客様の個人情報については漏洩が発生しないよう適切に管理を行っております。
2. お客様の個人情報については、当サービスの提供に必要な範囲のほか、当所からのDM等の情報提供で利用させていただく場合がございます。
- 3.

第14条（家系情報の保存期間）

商品の増刷等の対応に備えるため家系情報のデータ保存期間は受取り時から5年間とします。お客様が保存を希望しない場合は、申出があった場合に情報を削除します。家系情報が削除された後に増刷等の対応を希望される場合は、お客様から資料を提供していただく必要があります。

第15条（裁判管轄）

本サービスに関連する紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 家系図の制作方針等

第16条（家系図の制作方針）

当所の家系図については、以下の基本方針・注意点にそって作成させていただきます。

1. 家系図に載る方（原則）

配偶者、直系尊属（先祖）、直系尊属の兄弟姉妹、直系卑属（子供・孫）、養子縁組している場合の養親・養親の兄弟姉妹

2. 家系図に載らない人物（原則）

配偶者の直系尊属（姻族）、養子縁組している場合の実親・実兄弟姉妹、直系尊属の兄弟姉妹の配偶者とその子供
結婚後、離婚し子供がいない元配偶者

3. 家系図作成方針のまとめ

戸籍により判明した全ての先祖を家系図に記載するわけではありません。家系図に記載するかは、配置等を考え裁量で判断させていただきます。原則として基本方針により作成しますが、家系図に載せる人物が少ない場合等は異なる対応をとる場合があります。ご要望がある場合は、お早めにお申し付け下さい。

4. その他の制作ルール・注意点

- ・ 実方よりも養子関係が優先されます。
- ・ 離婚、未婚で認知した子供がいるなどの結びつきは一本線で表示します。
- ・ 家系図は原則として新字体で記載されます。旧字を確認したい場合は戸籍原本をご確認下さい。
- ・ 直系の先祖の戸籍のみを辿って家系図を作成するサービスの性質上、傍系先祖の情報は完全ではない場合があります。
- ・ 戸籍が既に廃棄されている場合は、原則、自治体に対し廃棄証明書の請求を行いますが、自治体によって発行されない場合もあります。
- ・ 戸籍の記載に誤りがあり、内容が矛盾する場合は当所でも正誤判断できない場合があります。
- ・ 家系図は Excel で作成するため、人物が多い場合はお名前が小さくなる場合があります。

第17条（制作方針の考え方）

家系図は、完全受注生産のため、同じものは一つとしてできません。お客様ごとに様々なケースが存在するため、上の作成方針についても完全に維持しながら作成することは困難です。作成をスムーズに行うため、基本的な方針を守りつつ、お客様の要望に沿ったものを作成させていただきます。上記方針と異なる希望がある場合は、一度ご相談下さい。

以上